

平成31年度 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法では、「『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

本校では、いじめの根絶に向けて、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する「いじめ防止基本方針」を定める。

1 基本理念

- ①いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- ②いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- ③子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校と家庭・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2 組織 「いじめ防止対策委員会」の設置

①構成メンバー

- ・校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
- ・必要に応じて関係教職員

②校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- ・いじめに関する校内体制がきちんと機能していることを確認し、改善に努める。
- ・定例会議を年に3回開き、必要に応じて臨時会議を開く。

<定例会議>

- いじめの防止、早期発見を目的とし、ふれあい月間に合わせて、年3回実施する。

<臨時会議>

- いじめに関する情報共有及び対応方針の協議、成果検証を目的とし、管理職及び生活指導主任が緊急の事案と判断した場合、実施する。

3 いじめの未然防止

（1）いじめの未然防止に向けた指導の充実

道徳教育や人権教育、生活指導、各教科の学級指導、特別活動等、学校の教育活動全体を通して、いじめはしてはいけないことを指導し、いじめ防止に努める。

① 学習指導の充実

- ・学業指導の充実として、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳授業の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるための基盤としての善悪の判断力を身に付けさせる。

③ 特別活動の充実

- ・特別活動において、望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む。

④ その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。
- ・警察その他外部機関と連携した「いじめ防止教室」等の実施を通じて、児童が社会的規範意識としていじめの犯罪性を知る機会を設ける。

(2) 職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

① いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施

② いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生活指導主任》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換を行い、連携がとれるように取り組む。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者会や学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめにかかわる対策等について周知する。

② ネットいじめへの対応

- ・情報モラル教育やセーフティ教室の参観や保護者会等を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について

て、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの芽の早期発見

①日常生活の様子から

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数等

②本人・保護者等からの相談や訴えから

- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット等の配布
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談体制の充実
- ・個人面談等での情報交換
- ・hyper-QUの結果を活用し、学級集団の中における児童の状況を把握する。

③ 教師による直接の発見から

- ・いじめと捉えられる状況を発見

④ 毎月のアンケート実施を通した、いじめの実態把握

⑤スクールカウンセラーによる助言の活用

- ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

5 いじめへの早期対応

(1) いじめのサインに気付いた場合の予防的対応

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、温かい雰囲気のある学級づくりに努める。

(2) 本人・保護者等から、いじめに関する相談や訴えがあった場合

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞いてやるなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞いてやるなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ってやることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に生活指導主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。

(3) いじめの現場を教師が直接発見した場合

- ・ いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・ 他の教師と連携して、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・ その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

(4) いじめていた児童・保護者への対応

- ・ 保護者に連絡し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・ いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的にもつ。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談の活用

(5) いじめられていた児童・保護者への対応

- ・ 保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・ 二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを伝える。
- ・ いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守っていくことを伝える。

(6) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめはしてはいけない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(7) ネットいじめの対応

- ・ ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに戸塚警察に通報し、適切に援助を求める。

(8) 警察等、関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、戸塚警察署と連携して対処する。
- ・ 関係機関と協働して、いじめ防止へ向けた児童の意識高揚を図る取組を行う。

6 重大事態への対応

(1) 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ・ 新宿区教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 当該いじめの対処については、新宿区教育委員会と連携し、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、新宿区教育委員会と連携しながら

ら、学校組織をあげて行う。

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・ いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

7 いじめの概要説明と今後の対応

- ・ 校長は、職員朝会等で職員に事故の概要について説明するとともに、児童指導の徹底を図るよう指示する。
- ・ 校長は、計画的に朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- ・ 校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- ・ 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- ・ いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・ 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

8 学校評価

- ・ 年度末の学校評価、新年度計画等で、いじめ防止等に関する学校の取組みの評価と改善を行う。
- ・ 学校評議員会やPTAと連携し、いじめ防止等の取組みを評価し改善していく。

(関係諸機関等の電話番号)

●新宿区教育委員会「学校問題支援室」	Tel 5 2 7 3 - 3 0 8 4
●中落合子ども家庭支援センター	Tel 3 9 5 2 - 7 7 5 1
●東京都児童相談センター	Tel 5 9 3 7 - 2 3 1 7
●戸塚警察署	Tel 3 2 0 7 - 0 1 1 0
●いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」	Tel 5 3 3 1 - 0 0 9 9
●教育相談室 電話相談	Tel 3 2 3 2 - 2 7 1 1
●教育相談室 面接相談	Tel 3 2 3 2 - 3 0 7 1